

資料 4

沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年3月31日規則第122号）

最終改正:令和5年3月31日規則第25号

改正内容:令和5年3月31日規則第25号〔令和5年4月1日〕

○沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例施行規則		平成12年3月31日規則第122号
改正		
平成16年12月28日規則第66号		
平成17年3月25日規則第18号		
令和3年3月26日規則第25号		
令和5年3月31日規則第25号		
沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。		
沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例施行規則		
(趣旨)		
第1条 この規則は、沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例(平成12年沖縄県条例第48号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。		
(指定管理者の指定申請書等)		
第2条 条例第5条に規定する規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書(第1号様式)によるものとする。		
2 条例第5条に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。		
(1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本		
(2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書(市町村長が発行するものに限る。)		
(3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類		
(4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)		
(5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類		
(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類		
(沖縄県海浜公園指定管理者制度運用委員会の組織等)		
第3条 沖縄県海浜公園指定管理者制度運用委員会(以下「運用委員会」という。)に会長を置き、委員の互選により定める。		
2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。		
3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。		
4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。		
5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。		
6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。		
7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があつたときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。		
8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。		
9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。		
10 運用委員会の庶務は、土木建築部海岸防災課において処理する。		
11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。		
(利用料金の承認手続)		
第4条 条例第14条第3項の規定により知事の承認を受けようとする指定管理者は、利用料金承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。		
(有料施設の供用期間及び供用時間)		
第5条 有料施設の供用期間及び供用時間は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めたときは、あらかじめ知事の承認を受けて、これを変更することができる。		
有料施設名	供用期間	供用時間
駐車場	1月1日から12月31日まで	午前8時30分から午後8時まで
シャワー	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後7時まで
(遊泳時間)		
第6条 遊泳時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、知事が必要と認めたときは、遊泳時間を臨時に変更することができる。		
(事業報告書の提出)		
第7条 条例第17条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。		
(1) 海浜公園の管理運営に関する業務(次号において「業務」という。)の実施状況		
(2) 業務に係る収支状況		
(3) 海浜公園の利用状況		
(4) 前3号に掲げる事項のほか、知事が必要と認めるもの		
附 則		
この規則は、平成12年4月1日から施行する。		
附 則(平成16年12月28日規則第66号)		

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月25日規則第18号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規則第25号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第25号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 所 在 地
団 体 の 名 称
代表者の氏名

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

海浜公園の管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例第5条の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 3 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市町村長が発行するものに限る。）
- 4 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 5 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- 6 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

年 月 日

沖縄県知事 殿

所在地
名 称
代表者

利 用 料 金 承 認 申 請 書

沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例第14条第3項の規定により、利用料金の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 海浜公園の名称
- 2 有料施設名
- 3 利用料金の額

備考

- 1 海浜公園の維持及び管理に必要な費用、有料施設の利用予定者数等利用料金の算出に当たって必要となる資料を添付すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
-